

業 務 委 託 仕 様 書

文化市民局文化市民部消費生活総合センター

(担当：堀越、土井 電話：3 6 6－2 2 5 0)

1 委託業務名称

消費者被害未然防止のための啓発広報物等の制作業務

2 事業目的

本市では、高齢者や障害のある方などの、消費生活上特に配慮を要する消費者（以下「高齢者等」という。）に対する特殊詐欺や悪質商法等の手口が複雑化・巧妙化していることを踏まえ、本人からの相談を待つのではなく、地域で見守りを行っている様々な関係機関と連携して、消費者被害を発見したら各関係機関に迅速かつ適切につなぐなど、地域全体で見守っていこうとする体制である「京都市消費者安全確保地域協議会」（以下、「地域協議会」という。）を設置している。

地域協議会の活動内容の一つとして、消費者被害の救済、防止のための広報、啓発活動を行うこととしており、地域における啓発活動を通じて、消費者安全への意識醸成を図り、消費者被害の未然防止・早期発見・早期対応に向けた見守り体制を構築していく必要がある。

本業務は、相談機関である「京都市消費生活総合センター」の役割や相談できる内容をわかりやすく伝えるとともに、その他の消費者安全に対する情報を届けることを目的とするものである。

3 委託期間

契約締結の日から令和8年1月30日まで

なお、制作の過程において、予期せぬ事態（例：校正作業の遅延等）により納品が遅延する可能性があることを相互に認識するとともに、その事態により納品期限までに納品が困難となる見込みが生じた場合、本市と受託者で協議の上、遅延理由が正当であると判断した場合は、相当と認められる期間、納品期限を延長することができるものとする。

4 委託業務の内容

(1) 業務全体の実施計画書の作成及び提出

受託者は、業務の着手に当たって業務全体の進め方を本市担当者と調整し、業務内容の詳細、スケジュール、業務実施体制等を記載した業務実施計画書を速やかに作成し、本市担当者に提出すること。

(2) 啓発デザインの制作

以下のコンセプトを具現化したデザイン（版下）を作成すること。

<コンセプト>

- ・地域社会全体で高齢者や障害のある方を見守っていることで安心感を感じられ、人の温かさや、地域コミュニティの結びつき・連携を象徴する要素
- ・幅広い層の方が興味を持ち、分かりやすく、印象に残るもの
- ・京都のまちを想起させるようなもの

※ 作成したデザインを使用して(3)で記載する啓発物品（エコバック等）を作成する（サイズ・レイアウト等は啓発物品に合わせて調整するほか、以下のサイズのデザイン（画像）は必ず作成すること）。

横幅：1024px 縦幅：678px （LINE 投稿用）

横幅：1080px 縦幅：566px （Instagram 投稿用）

横幅：1080px 縦幅：1920px （ ” ）

横幅：468px 縦幅：60px （ホームページバナー）

なお、当該デザイン（画像）は、当センターのホームページやSNS等で利用予定。

(3) 啓発物品の制作

日常生活で使用可能な啓発物品（使い捨て製品は不可）を以下のとおり作成すること。

【啓発物品】

内 容：(2)のデザインを用いたうえ、京都市消費生活総合センター名や電話番号などの名入れしたものを2種類以上作成すること

種 類：啓発物品のうち1種類は必ずエコバックを作成すること。また、エコバックには、(2)のデザインを必ず用いることとする。

（啓発チラシや啓発物品を入れ街頭啓発で配布することを予定）

その他は任意（環境に配慮した素材で作成するほか、使い捨てでなく、繰り返し使用できるものとする。 (2)のデザインの使用は任意）。

サイズ：エコバックはA4サイズの書類が入るもの

その他は任意（配布しやすい大きさのもの）

包 装：個包装が必要な場合は、プラスチック以外の包装を検討すること

数 量：1種類当たり 5,000 個程度

※ 啓発物品は、市民にとって魅力的な物品となるよう、創意工夫し、具体的な内容については本市担当者と調整の上、作成すること。

(4) イベント資材の制作

当センターが実施するイベントの資材として、横断幕及びのぼり旗等を次のとおり作成すること。デザインに関しては本市担当者と調整のうえ、受託者が作成した(2)のデザインを使用するか、当センターの既存デザインデータの使用も可能（※当センタ

一のデータ利用の場合は、契約後に受託者へ提供する)。

【横断幕】

内 容：消費者被害の啓発に関する内容（１種類）

作成数：２枚（サイズ：横 1,800mm×縦 600mm）

【のぼり旗】

内 容：消費者被害の啓発に関する内容（１種類）

作成数：６枚（サイズ：縦 1,800mm×横 500mm）

その他：のぼり竿、のぼり立ても同数を調達すること

【タスキ】

内 容：消費者被害の啓発に関する内容（１種類）

作成数：２０枚（サイズ：幅 110mm～190mm 程度、長さ片面 750mm～850mm 程度）

※ 具体的な生地や加工方法、記載内容については、本市担当者と調整の上、作成すること。

5 制作手順等

- (1) 受託者は、本市と構成内容及びスケジュール等について十分調整・協議のうえ、企画・制作を行う。
- (2) 受託者は、啓発物等への名入れ含むデザイン案を作成し、本市に提案する。
- (3) デザイン案に含まれる企画、デザイン及び画像等の著作物並びに使用料等の費用の調整は、受託者が行うこと。また、受託者は本市に対し、成果物が第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。
- (4) 本市は、提案された原稿案を確認し、校正する（必要に応じて３回程度まで）。
- (5) 受託者は、業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託することはできない。また、業務の一部を第三者に委託しようとするときは、事前に本市に対し、再委託先の名称、代表者氏名、その他必要な事項を通知し、その承認を得なければならない。さらにその場合、当該再委託先に対し、仕様書に定める受託者の義務と同等の義務を負わせるとともに、受託者は、本市に対し、当該再委託先の全ての行為及びその結果についての責任を負う。

6 納品

(1) 成果物

ア 4(2)(3)(4)で作成した物品等

イ 上記物品等の作成に使用したデザイン（版下）の画像データ（JPEG 及び ai 形式）

(2) 納品期限

令和８年１月３０日（金）午後５時まで

(3) 納品先

京都市文化市民局文化市民部消費生活総合センター（担当：堀越、土井）

〒604-8588

京都市中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521 中京区総合庁舎3階

TEL: 075-366-2250

7 委託金額に含まれる受託者の費用負担

- (1) 4で記載する物品等の作成に係る経費
- (2) 実施計画書等作成に係る経費
- (3) その他、本市が必要と認める経費

8 支払

履行を確認した後、受託者からの請求に基づき支払うものとする。

なお、契約内容どおりの事業執行が認められない場合には、原因の報告と以後の事業実施計画の提出を求めるとともに、事業内容・委託金額等を変更する必要があるため、予め了解すること。

9 その他

(1) 協議事項

この仕様書に定めのない事項又は業務の遂行に当たり疑義が生じた場合は、本市と受託者の協議によりその解決を図るものとし、当該協議が整わないときは、本市の指示するところによるものとする。

(2) 個人情報等の保護

受託者は、この委託業務によって知り得た個人情報及び通常秘密とされる企業情報をこの事業の目的外に使用してはならない。これは委託期間終了後も同様とする。また、業務終了時には、取得した個人情報等を全て本市に引き渡すものとする。

(3) 損害賠償

委託業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、本市の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理すること。

(4) 著作権の取扱い

本委託業務により生じた著作権については、本市に帰属するものとする。

(5) 納品後の瑕疵

納品後に瑕疵が発覚した場合、委託期間が経過していたとしても、その瑕疵に対して適切に対処すること。

(以上)